

三重行政監視行政相談センターにおける行政相談実績

1 受付件数

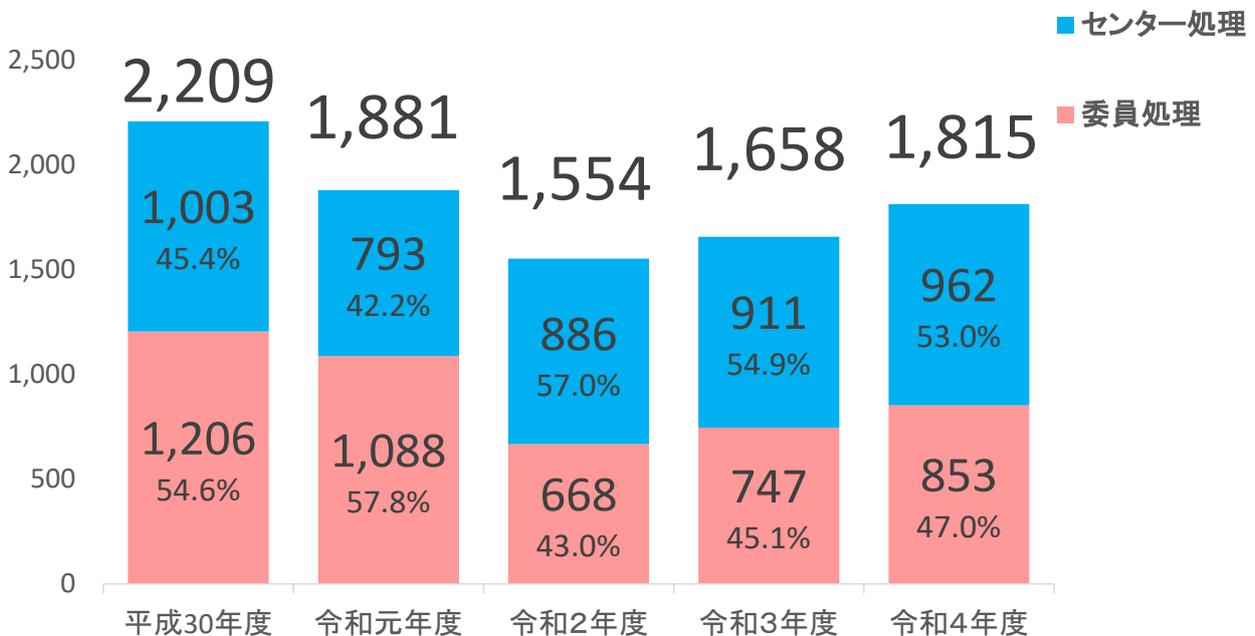
平成30年度から令和4年度までの行政相談受付件数の推移は、次表のとおりです。

令和4年度の受付件数は1,815件で、このうち行政相談委員が受け付けたものは853件（47.0%）です。

（単位：件）

区 分	センター	行政相談委員	合 計
平成30年度	1,003(45.4%)	1,206(54.6%)	2,209(100.0%)
令和元年度	793(42.2%)	1,088(57.8%)	1,881(100.0%)
令和2年度	886(57.0%)	668(43.0%)	1,554(100.0%)
令和3年度	911(54.9%)	747(45.1%)	1,658(100.0%)
令和4年度	962(53.0%)	853(47.0%)	1,815(100.0%)

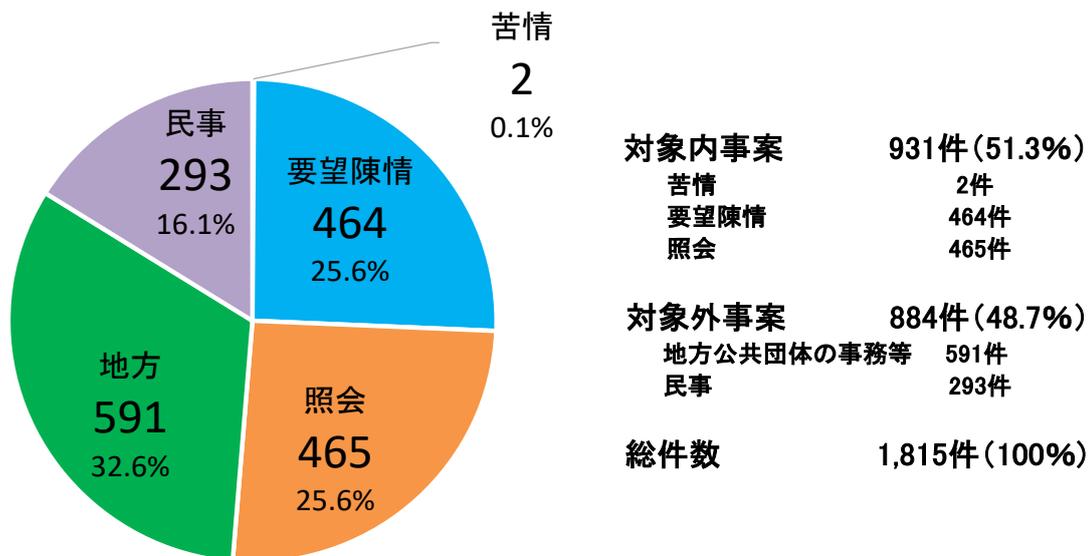
（件）



2 事案分類別内訳

令和4年度の行政相談の事案分類別内訳は、下図のとおり、国の機関等の相談事案(以下「対象内事案」という。)が931件(51.3%)、地方公共団体等の事案が591件(32.6%)、民事事案が293件(16.1%)となっています。

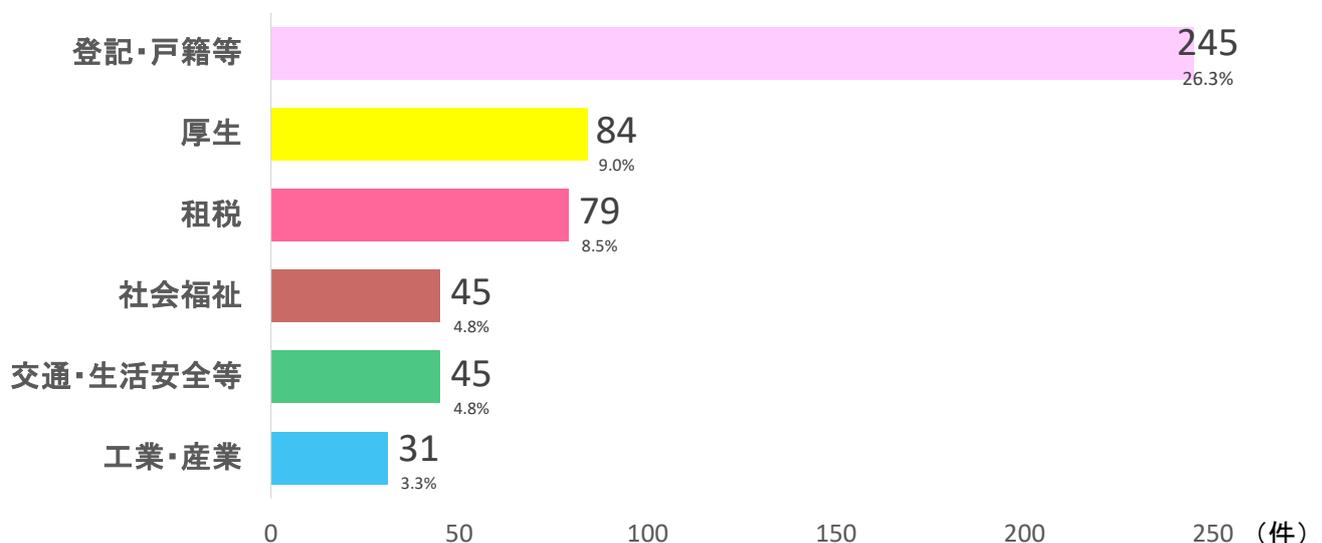
また、対象内事案の内訳は、苦情2件(0.1%)、要望陳情464件(25.6%)、照会465件(25.6%)です。



3 対象内事案の分野別受付件数

令和4年度の対象内事案の分野別受付件数は、下図のとおり、登記・戸籍等が245件と最も多く、以下、厚生が84件等となっています。

なお、対象内事案(931件)で新型コロナウイルス感染症対策に関連した相談は、104件(11.2%)ありました。



4 行政相談による改善事例（三重県内）

【事例】1 道路にカーブミラーを設置してほしい。

▽ 相談内容

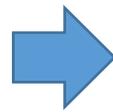
町道の幅員が狭い箇所があり、度々危ないと感じることがある。視界不良の場所にカーブミラーを設置してほしい。

▼ 相談対応

委員が現地を確認したところ、申出どおりの状況であったため、道路管理者である大紀町防災安全課に対応を依頼した。その結果、カーブミラーが設置され、道路を走行する車の運転者にとって対向車の有無など見やすくなり走行しやすくなった。



〔改善前〕



〔改善後〕

【事例】2 児童扶養手当の受給の起算点として、遺棄調書を提出した日ではなく、捜索願を届出した日を起算点とすることはできないのか。

▽ 相談内容

夫(父親)が行方不明となっているため、市に児童扶養手当の受給について相談したところ、手当の支給は本日を起算点として1年後からと告げられた。行方不明から約半年が経過しており、行方不明となった10日後には警察に捜索願を届け出ている。ほかの市では捜索願でも遺棄の起算点として認めているところがあると聞いており、市に同様の取扱いをお願いしたが、窓口で聞き取りを行った日以外は認められないとの返答があり、納得できない。

▼ 相談対応

市に対し申出の事実を確認するとともに、今回のケースで市が警察への捜索願を遺棄の起算点として認めないと判断した理由等について照会した結果、次の回答があった。

手当の支給には遺棄が引き続き1年以上継続している必要(児童扶養手当法施行令第1条の2第1号)があるが、市が聞き取りを行うより前に捜索願を届け出た場合、市が聴取するまでは市として行方不明の事実を把握することができないことから、あくまで聞き取りを行った日を起算点と考えている。今回の照会を受け、県を通じ改めて厚生局に確認したところ、警察に捜索願を届け出た日付の証明があれば、その日を遺棄の起算点とできる旨の即答があり、本件についてもその方向で起算点を認めることとする。